

西東京都市計画都市高速鉄道の決定（東京都決定）について

**【案】**

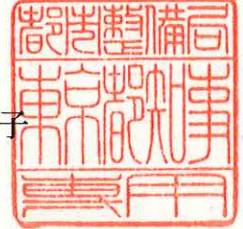
31都市基交第762号  
令和元年12月19日

西東京市長 殿

東京都

上記代表者 東京都知事

小池 百合子



西東京都市計画都市高速鉄道（西武鉄道新宿線）の決定について（照会）

標記について、別添計画案のとおり決定したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、貴市の御意見を伺います。

なお、回答期限については別途通知いたします。

添付書類

- 1 計画書
- 2 総括図
- 3 計画図





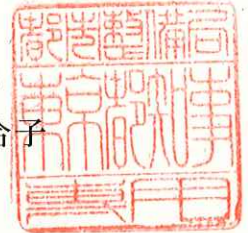
3都市基交第341号  
令和3年7月5日

西東京市長殿

東京都

上記代表者 東京都知事

小池 百合子



西東京都市計画都市高速鉄道の決定に係る意見照会の回答期限について（通知）

標記について、都市計画法第18条第1項の規定による貴市への意見照会については、令和元年12月19日付31都市基交第762号によって行ったところです。

当該意見照会に係る回答期限については別途通知することとしておりましたが、回答期限を令和3年10月20日としましたので、通知します。



西東京都市計画都市高速鉄道の決定（東京都決定）

西東京都市計画都市高速鉄道のうち、西武鉄道新宿線を次のように決定する。

1 線路部分

名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	地表式の区間における幹線街路等との交差の構造	
	西武鉄道 新宿線	西東京市東伏見三丁目	西東京市柳沢一丁目	西東京市東伏見 二丁目	約 1,140m			線路線数 2 連続立体交差事業
	内 訳	西東京市東伏見三丁目 西東京市東伏見一丁目	西東京市東伏見一丁目 西東京市柳沢一丁目		約 520m 約 620m	嵩上式 地表式	幹線街路と立 体交差 1 箇所	

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

2 主要施設

名 称		位 置	備 考
番号	路 線 名 施 設 名		
	西武鉄道新宿線 東伏見駅	西東京市東伏見二丁目	約 6, 1 0 0 m <sup>2</sup>

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理 由

西武鉄道新宿線の井荻駅～西武柳沢駅間において、踏切による道路交通渋滞の解消及び沿線市街地の一体的なまちづくりの推進等を目的として、連続立体交差事業を実施するため、都市計画を決定する。

なお、本事業の実施が周辺環境に与える影響については、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）に基づく環境影響評価書案のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

変 更 概 要

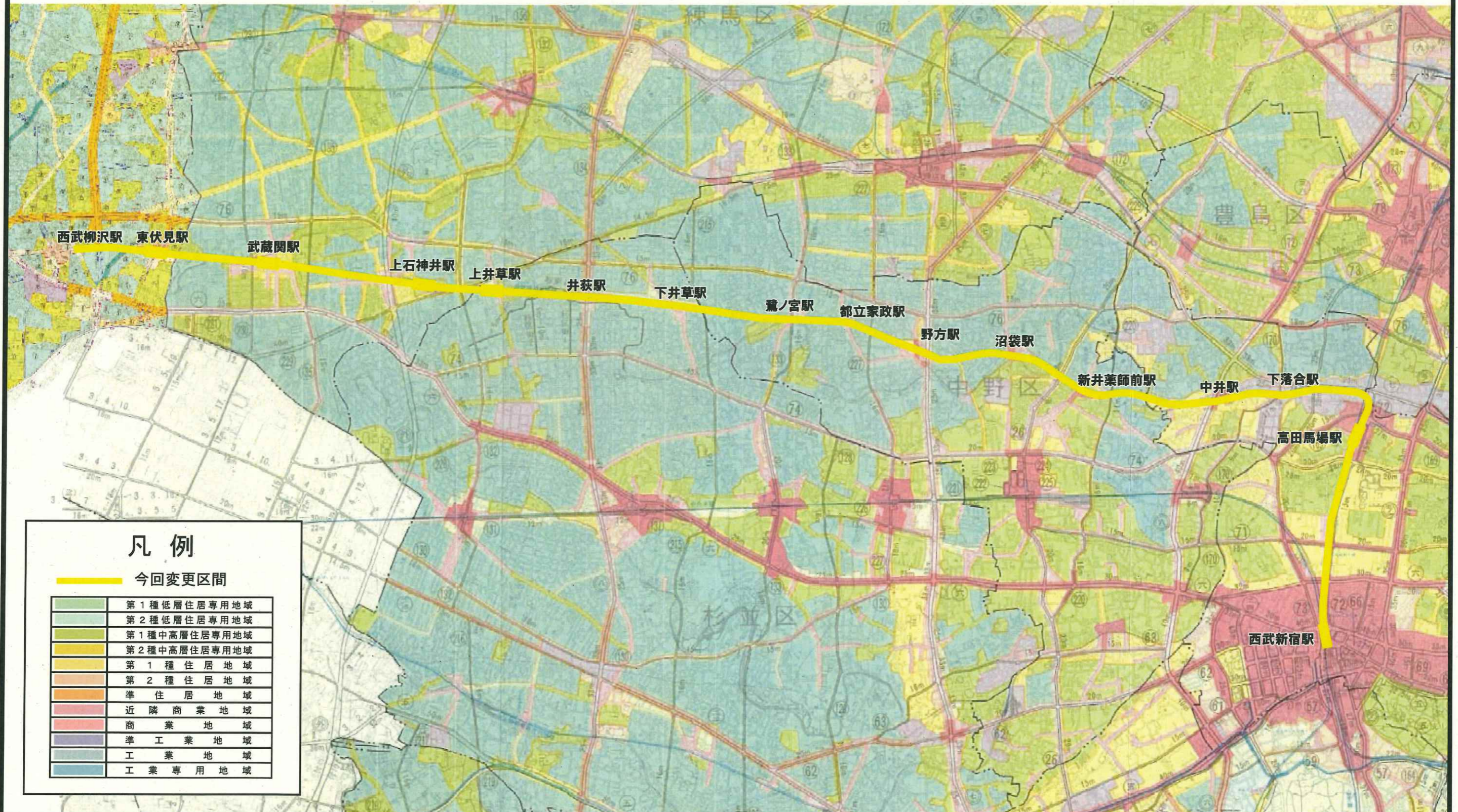
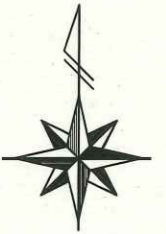
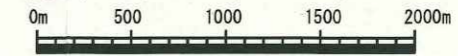
名 称	変更区間・位置	変 更 事 項
西武鉄道新宿線	西東京市東伏見三丁目～西東京市柳沢一丁目	1 新規追加



# 東京都市計画都市高速鉄道西武鉄道新宿線

## 西東京都市計画都市高速鉄道西武鉄道新宿線 総括図

縮尺 = 1/40,000



### 凡例

	今回変更区間
	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

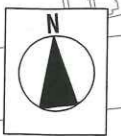


縮尺二千五百分の都市計画図「東京都高速鉄道（東京都決定）」



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（31都市基交第466号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
 (承認番号) 31都市基交第17号、令和元年8月8日  
 (承認番号) 31都市基街第121号、令和元年8月14日





西東京市

富士町五丁目

都市計画区間

嵩上式

西3-4-16

16M 2車線

都市高速鉄道 西武鉄道新宿線  
都市計画 起点  
西東京市東伏見三丁目

関町北四丁目

東京都市計画区間

嵩上式

西武新宿方面

鉄道 西武鉄道新宿線

東伏見三丁目

東伏見駅  
西東京市東伏見三丁目

東伏見三丁目

西3-4-17

凡 例



確 認 令和元年12月5日  
所管部課名 都市基盤部 交通企画課



(案)

3 西ま交第 号  
令和3年8月 日

東京都知事 小池 百合子 殿

西東京市  
上記代表者 西東京市長  
池澤 隆史

西東京都市計画都市高速鉄道（西武鉄道新宿線）の決定について（回答）

令和元年12月19日付31都市基交第762号で意見照会のありました件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

意見照会のありました件について、市として意見はございません。